

令和7年度 事業計画及び収支予算について（報告）

令和7年度 事業計画

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

我が国の経済情勢は、一時停滞感を強めたものの個人消費の復調やインバウンド需要により回復するも、円安による物価高や人手不足、海外景気の減速・停滞が逆風となりマイナス成長が懸念されています。

全国のバス事業者は人口減少、少子高齢化の進行や依然として高止まりを続ける燃料費の負担に加えて、2024年問題によって運転者不足が益々深刻さを増し、乗合バス事業は減便や運休、ついには路線廃止にまで踏み込まざるを得ず、貸切バス事業は繁忙期の旅行需要に応じきれない状況になるなど極めて厳しい事業環境にあります。

一方で、円安を背景に令和6年の訪日外国人客数は約3,686万人と過去最高を記録し、コロナ禍前の令和元年と比較しても500万人増となり、今後も堅調に推移すると見込まれておりますが、これが地方への波及効果は十分とは言えず、富山県内の貸切バス会員事業者の令和6年度（令和6年4月～令和7年1月）運送収入は対前年同期比114.4%となったものの、令和元年度（平成31年4月～令和2年1月）同期比では84.9%とコロナ禍前の水準には未だ及んではおりません。

このような中であっても、バス事業者は業界を取り巻く経営環境の変化に対応しながら、安全輸送対策を最重要課題として地域交通維持対策、運転者確保対策、環境対策、インバウンド振興への対応等々多くの課題に取り組まねばなりません。

富山県バス協会は、本年度もこれら多くの課題に会員事業者はもとより日本バス協会などの関係団体や国、県、市町村などの行政とより緊密に連携を図りながら次のとおり対処して行く事とします。

記

1. 安全輸送対策の推進

- (1) 交通安全意識の高揚と事故防止の徹底を図ることを目的に、安全運転中央研修所及び旅客自動車ドライバー安全運転研修所（クレフィール湖東）へ会員事業者の運行管理者・運転者を派遣し、高度な技能・知識の習得を促進します。
- (2) 「運輸安全マネジメント制度」及び「バス事業における総合安全プラン2025」に基づき、過去の重大事故等における教訓を踏まえつつ、その円

滑な取組みと確実な実施が図られるよう適切に対応します。

- (3)「秋の全国交通安全運動」に併せて実施される「飲酒運転防止週間」を積極的に推進し、「飲酒運転防止対策マニュアル」を活用した飲酒運転防止意識の高揚を図ります。さらに、国交省により策定された「自動車運送事業者における心臓疾患・脳血管疾患対策ガイドライン」を事業者に周知し対策に努めます。
- (4)バスジャック、テロ対策等、危機管理対策に万全を期するため、「バスジャック統一对応マニュアル」及びテロ対策通達による対応の周知に努めます。
- (5)バス事故の 3 割を占める車内事故を防止するため、「車内事故防止キャンペーン」を実施し、利用者・乗務員に対する啓発活動を積極的に推進します。
- (6)シートベルトの着用について、お客様に着用の必要性を啓発し装着率向上を図ります。
- (7)「春・秋の全国交通安全運動」や「夏・冬の交通安全県民運動」、「年末・年始の輸送安全総点検」等、事故防止のため各種運動に積極的に参画します。
- (8)運転者適性診断の計画受診とカウンセリング受診及び、運行管理者一般・基礎講習及び整備管理者研修の受講を促進します。更に、運輸安全マネジメント研修の受講とその積極的な取組みを推進します。
- (9)会員バス事業者の事故防止への取組みを推し進めることとし、教育研修専門機関による「安全教育研修会」や大規模災害を想定した防災研修を実施します。併せて、運転者教育訓練助成制度により会員事業者が独自に実施する研修に助成します。さらに、無事故意識の高揚を図るべく会員外事業者も対象とした研修会を適宜開催します。
- (10)携帯電話・スマートフォンの乗務中の使用は重大事故を引き起こしかねないことから日本バス協会のガイドラインに沿った社内規定整備を推進します。
- (11)協会内に組織した乗合委員会・貸切委員会を適宜開催し、常に輸送の安全を第一として情報の共有と意見交換を図ります。
- (12)貸切バス適正化事業負担金助成制度により貸切バス事業者に助成をします。
- (13)会員事業者の優良運転者（無事故 10 年以上、以後 5 年刻み）及び優良従業員（10 年以上勤続者）を選出し、協会長より表彰します。
- (14)「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第 8 版)」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第 5 版）」が策定されており、今後も気を緩めることなく事業者それぞれが感染防止の体制を整えるべく取組みを推進します。
- (15)令和 6 年 4 月より貸切バス事業者に対して録音及び録画並びに撮影による点呼記録の保存、アルコール検知器使用時の写真撮影、デジタル式運行

記録計による記録等の義務付けがされておりますが、今後も引き続き各種機器の導入について推進・啓発を図り安全運行体制の確立に努めます。

2. 地域公共交通維持確保対策

次のとおり運輸事業振興助成交付金事業の推進を図ります。

- (1) 交付金地方事業として、運輸事業振興助成交付金事業計画（別紙）に基づき「施設整備等に対する助成事業」「安全運行対策事業」「バス活性化対策事業」「人と環境にやさしいバス普及事業」等を適切かつ効率的に運用します。
- (2) 当協会が直接実施する事業及び助成を受けて事業者が行う事業が、国の基本通達及び県の補助金交付要綱・規則に沿い、国・県の指導協力を得て、適切且つ効率的に実施するよう努めます。また、当事業の「バス事業振興対策基金」をバス事業の振興に活用します。
- (3) 日本バス協会中央事業について、「バス利用者施設等整備事業」「人と環境にやさしいバス普及事業」、「地方路線バス及び貸切バス助成事業」「バス利用促進広報及びイベント事業」「運転者人材確保対策事業」等に係る情報を適時・適切に提供し、その利用促進に努めます。

3. 貸切バスの振興

- (1) 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」は、貸切バス事業者全てが認定に向けて取り組むことが出来るよう啓発・周知し、貸切バスの信頼性の更なる向上を図ります。なお、富山県バス協会会員事業者においては、令和7年4月現在、18社が認定を受け、内13社が三ツ星、4社が二ツ星、1社が一ツ星の認定を受けています。
- (2) 上記制度は令和7年度申請から「令和6年度 of 取組状況を評価する新たな審査基準」となり五ツ星認定が最高位となります。
今後も本制度のPRに鋭意取り組むこととし、旅客が安心して利用できる貸切バスを目指し、コンプライアンスと安全性の向上を図ります。
- (3) 運賃改定がなされた場合、運賃・料金の適正収受が図れるよう、旅行業界や関係行政機関、一般利用者等に対し運賃制度への理解を求めて行きます。

4. 環境対策の推進

地球温暖化ガスの削減及び大気汚染の改善に資するため、日本バス協会

と共に次の諸活動を行います。

- (1)「バス事業における低炭素社会実行計画」に基づく諸対策を推進します。
- (2)「自動車点検整備推進運動(9月)」から「エコドライブ強化月間(11月)」の3か月間を「バスの環境対策強化月間」として強力な運動を展開します。
- (3)電気バス・水素バス・ハイブリッド型等環境対応型のバスシステムの実用化について、情報収集及び調査研究を行います。

5. 交通バリアフリー対策の推進

- (1)バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合した乗合バス車両への代替促進と併せて、国の認定した標準仕様ノンステップバスの普及を促進します。また、バス停留所周辺整備及びバス停留所停車環境の改善等インフラ整備におけるバリアフリー化について関係行政機関に働きかけます。
- (2)2019年度から貸切バス事業がバリアフリー法の対象となっており、共生社会等の実現を図るべくその取り組みに関し、日本バス協会と連携し対処することとします。

6. 走行環境及び輸送サービスの改善

- (1)都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善を図り、利用者の利便向上に資するため、公共車両優先システム、バス優先対策の拡充及び幹線道路における違法駐車対策の強化について、関係行政機関に働きかけを行います。
- (2)バスターミナル、駅前広場、パークアンドバスライド駐車場等と他の交通機関との結節点の施設整備について、利用者利便の向上及び地域整備と一体となって推進するよう関係行政機関に働きかけを行います。

7. 高速バスへの対応

高速乗合バス事業における法令・安全確保対策等の徹底が講じられるよう各事業者への更なる啓発と併せ、関係行政機関への提言を行います。

8. インバウンドの振興

インバウンドの振興は少子化が進展している中で、地域経済活性化の有力な手段であります。

令和7年1月、ニューヨーク・タイムズ紙に「2025年に行くべき52カ所」に富山が選出されたことを受けて、富山県の訪日外国人客数増加が期待されますが、新型コロナウイルス等の感染症対策を緩めることなく、便

利で利用しやすいバスサービスの提供、多言語への対応、鉄道・バス等の旅行需要への対応・W i - F i 整備・定期観光バスの振興等を重点目標とした「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」(日本バス協会策定)の周知・啓発を一層進め、バス利用の拡大に繋がるよう努めます。

9. 働き方改革への対応

- (1)日本バス協会が作成した「バス事業における働き方改革の実現に向けたアクションプラン」により、バス事業者としての対応等、日本バス協会と連携し会員事業者へ周知・啓発します。また、働き方改革への意識づけを図るべく厚生労働省の支援事業として専門の講師の派遣による講演会を開催します。
- (2)労働諸問題について、日本バス協会と連携し調査研究を行うこととし、労働条件の改善・適正な労務管理の実施を推進し、また、労使交渉に関する情報・連絡活動を行い、適切に対応します。
- (3)労働関係法令等の周知及び令和6年4月改正の「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」等について、労働当局の指導を仰ぎながら遵守のための取組みを進めます。
- (4)バス運転者不足問題に関し、国土交通省の「バス運転者の確保及び育成に向けた検討会」の報告等を踏まえたガイドラインにより、効果的な対策を検討、推進します。また、北陸信越運輸局管内に組織された官民一体による「バス運転者確保対策会議」において、運転者不足問題を解消すべくあらゆる観点から意見・提言を行います。
- (5)また、運転者確保対策における会員事業者の負担を軽減すべく、厚労省における運転者養成に係る「キャリアアップ助成金」及び「キャリア形成促進助成金」制度並びに日本バス協会による「運転者人材確保対策事業」の活用を図るべく会員事業者へ周知・啓発します。
- (6)自動車運送事業における運転者不足の対応策として、長時間労働の是正等の働き方改革に取り組む事業者を認証する「運転者職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)」を日本バス協会と連携し、適宜、会員事業者へ周知・啓発します。
- (7)深刻化する運転者不足を受け、海外にいる外国人が我が国でバス運転業務に就くことができるように、特定技能1号にバスを含む自動車運送業が追加され、希望する事業者はこの新たな特定技能制度を活用して外国人運転手を受入れられるようになりましたが、先行他社の情報収集、制度理解に努め、会員事業者に積極的に情報提供をして行きます。

10. 広報活動の推進

- (1)ホームページを活用しバス事業者へ情報提供するとともに、広く一般利用者に対し、当協会の活動状況やバス事業の現状等について情報を提供します。また、情報内容の拡充及び更新を逐次実施し、より良い広範な情報提供を目指します。
- (2)9月20日の「バスの日」におけるバス利用促進キャンペーンや交通安全運動において、マスメディア等を活用し、広く県民に対しバス事業の公共性・安全性・感染症対策等について理解を求め、バスの一層の利用促進を図ります。
- (3)バス運転者不足問題への対応として、バス事業のイメージアップ等を図るべくポスターを掲出（路線バス・電車・鉄道駅等）します。
本年度も事業効果を見定めながら推進して行きます。

以上、令和7年度事業計画の実施にあたり、資金の借り入れ及び設備投資の予定はありません。

○事業計画

1. 富山県バス協会の実施事業について

- ・「施設整備等に対する助成事業」（公共交通事業者）
 - ーバス停留所、停留所標識、その他路線バス事業関連施設整備等への助成事業

- ・「安全運行対策事業」
 - ー運転者適性一般診断・初任診断・適齢診断・カウンセリング、運行管理者基礎講習・一般講習、整備管理者講習、運転者・管理者の教育研修（安全教育研修会・クレフィール湖東・中央研修所）、運輸安全マネジメント講習、優良従業員表彰式等の事業、乗合貸切合同委員会開催

- ・「人と環境にやさしいバス普及事業」
 - ーエコドライブ管理システム・ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ・
 - 27年度燃費基準達成車・ノンステップ・リフト・スロープ・EV等各バスの普及事業

- ・「バス活性化対策事業」
 - ーバスの日行事（バスの日広報・広報用品・新聞広告等）
 - ーバス事業イメージアップポスター掲出
 - ー貸切バス事業者安全性評価認定制度申請助成
 - ー貸切バス適正化事業負担金助成
 - ー運転者教育訓練助成

2. 日本バス協会中央事業について

日本バス協会中央事業

- ・「バス利用者施設等整備事業」
- ・「人と環境にやさしいバス普及事業」
- ・「地方路線バス及び貸切バス助成事業」
- ・「バス利用促進広報及びイベント事業」
- ・「運転者人材確保対策事業」